

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市における鳥取県障がい児者在宅生活支援事業補助金交付要綱（平成15年11月28日付障第1145号鳥取県福祉保健部長通知）の別表に掲げる要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、次条第1項に定める事業所が、日常的に医療行為に必要な障がい児者（以下「要医療障がい児者」という。）を受け入れるために看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に定める保健師、同法第3条に定める助産師、同法第5条に定める看護師又は同法第6条に定める准看護師をいう。以下同じ。）又は理学療法士等（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条に定める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士法（平成9年法律132号）第2条に定める言語聴覚士をいう。以下「医療専門職」という。）を配置し、その受入に必要な医療機器を購入する場合に必要な経費を補助し、要医療障がい児者の日中活動の場を確保することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、要医療障がい児者が既に利用又は確実に今後利用する予定があり、かつ、看護職員又は医療専門職を配置し吸引等の医療行為やリハビリテーションを実施可能な次の各項に掲げる本市に所在する事業所とする。

- （1）指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）
- （2）指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）
- （3）指定生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）
- （4）指定就労継続支援B型事業所
- （5）日中一時支援事業所

2 次の各号に掲げる事業所は、前項の補助対象者になることができない。

- （1）公立・公営の事業所
- （2）医療機関が運営している事業所
- （3）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体が運営する事業所
- （4）暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する団体が運営する事業所
- （5）過去に2回本補助金の交付を受けた事業所

（補助対象経費等）

第4条 前条第1項に示す補助対象者ごとに必要と認められた次に示す医療機器の購入金額の総額を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費は1事業所あたり100万円を上限とする。また、本補助金の対象となる費用は、新たに購入した医療機器に係る経費に限り、運搬、設置等に係る経費は助成対象外

とする。

対象医療機器：吸引器、パルスオキシメーター、エアマットレス等の褥瘡^{じよくそう}予防用具、特殊寝台、体位変換器、移動補助用具（歩行器・杖・車いす・電動車いす（電動カートを含む。））、移動用リフト（スリングシートを含む。）、姿勢保持具、各種検査機器（呼吸機能、ストレス度、身体計測器、座圧計測器、知能・発達検査機器等）、感覚統合遊具（スノーブレン用品を含み、専門性を有する職員を配置する事業所のみ対象とする。）

（補助金の額の算定及び交付）

第5条 本補助金は、補助対象経費の額から補助事業に伴う寄付金その他収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業実施にあたっては、市内若しくは県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 第3条に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、鳥取市要医療障がい児者在宅支援事業（要医療障がい児者受入事業所施設医療機器購入助成）利用申請書（様式第1号）及び収支予算書を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合には、利用の適否を決定し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書及び、利用決定通知書（様式第2号）を申請者に対して通知するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（補助金の請求と支払）

第10条 第7条で補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に基づいた医療機器購入の経費について該当する金額を全額支払うものとする。

2 交付決定者は規則第12条の規定により、補助金等実績報告書に収支決算書及び鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所施設医療機器購入助成）補助金医療機器購入実績報告書（様式第3号）と併せ、第6条で示す申請書に基づいた医療機器購入に係る経費の支払いが判る納品書、請求書、領収書の写し及び購入医療機器と購入医療機器使用時の写真2種を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の提出書類について、交付決定者は、補助対象事業を完了し、中止し、もしくは廃止した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

4 交付決定者は、規則第11条に定める補助金等交付請求書により補助金の請求をするものとする。

5 市長は、交付決定者から補助金の請求があった場合には、提出された請求内容を審査の上、交付決定

者に対して支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40、年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるものの。

(収益納付)

第12条 交付決定者は、補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、交付決定者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
申請者 事業所名
代 表 者 職 氏名

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）
利用申請書

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 医療機器の購入計画

（1）事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
事業主体 住 所	
サービス種別	児童発達支援センター 児童発達支援（指定・基準該当） 放課後等デイサービス（指定・基準該当） 生活介護（指定・基準該当） 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

（2）現在備えている医療機器の配置状況

医療機器の名称	配置台数	医療機器対象使用者数
	台	人
	台	人
	台	人
	台	人
	台	人

（3）現在、配置されている看護師等又は理学療法士等の状況

看護師等又は理学療法士等の氏名	配置時間
	時 分 ～ 時 分（ 日/週）
	時 分 ～ 時 分（ 日/週）
	時 分 ～ 時 分（ 日/週）

(4) 購入予定としている医療機器について

	購入予定医療機器の名称	購入予定金額	購入予定台数	医療機器対象使用者数
1		円	台	人
2		円	台	人
3		円	台	人
4		円	台	人
5		円	台	人

(5) 申請額

円

(6) 購入希望理由

	医療機器の名称	購入希望理由
1		
2		
3		
4		
5		

2 医療機器購入前後における、要医療障がい児者の利用予定者数

(予定がある場合)

購入前人数 人 → 購入後予定人数 人

備考

- 1 申請は事業所ごとに行うこと
- 2 購入予定医療機器の見積書、パンフレット等の写しを添付すること

年 月 日付で申請のあった鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金については、下記のとおり決定しましたので、同補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

事業所番号	
事業所名	
住 所	
サービス種別	児童発達支援センター 児童発達支援（指定・基準該当） 放課後等デイサービス（指定・基準該当） 生活介護（指定・基準該当） 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

医療機器の名称	交付決定金額	購入予定台数
【合計金額】	円	

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金医療機器購入実績報告書

鳥取市長 様

住 所
事業所名
代表者 職 氏 名

医療機器購入実績内訳

（1）事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
住所	
サービス種別	児童発達支援センター 児童発達支援（指定・基準該当） 放課後等デイサービス（指定・基準該当） 生活介護（指定・基準該当） 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

（2）新たに購入した医療機器について

医療機器の名称	単価	購入台数	購入医療機器の金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
		合計	円

備考

- 1 報告は事業所ごとに行うこと
- 2 新たに購入した医療機器の支払いが判る納品書、請求書及び領収書の写しを添付すること
- 3 購入医療機器と購入医療機器使用時の写真を添付すること
- 4 感覚統合遊具の購入の場合は、専門性を有する職員が配置されていることを証明できる写しを添付すること